

## 令和 6 年度

### 第 1 回岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択検討委員会議事録

日時 令和 6 年 5 月 3 0 日（木）

1 5 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0

岐阜市教育研究所中舎 3 階大会議室

#### 【教育長】

岐阜市は平成 2 6 年度より、「岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択検討委員会規則」を制定し、岐阜市単独で教科書採択を行っていること。

本年度のこの会は、①来年度から岐阜市立 2 3 中学校、約 1 万人が使用する道徳を含む「各教科」の教科用図書について検討する会であること。②小学校について、昨年度採択し、本年度から使用している教科用図書を継続使用することを確認する会であること。

#### 【事務局】

ここで、委員の皆様にお願ひがある。

検討委員は、様々な立場から参加している。この岐阜市で学ぶ子どもたちの学習が充実するような教科用図書採択のための検討が行われるよう、特に、学識経験者・各種団体の推薦として出席いただいております、地域の子どもたちや学校の状況などを踏まえて、幅広い視野からご意見をいただきたい。

なお、本会議は、8 月 3 1 日まで秘密会議で開催している。本会の内容については、会議後に他言しないよう願う。

なお、資料については、教科用図書採択の公正確保のため、この検討委員会終了後に回収する。

続いて、教科書採択の仕組みについて、教育推進係から説明する。

資料 6 ページ。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によれば、市町村立の学校において、児童生徒が使用する教科書の採択権者はその学校を設置する市町村教育委員会。採択権者である岐阜市教育委員会は、都道府県教育委員会の選定資料を参考にするほか、独自に調査・研究をしたうえで、1 種目につき、1 種類の教科書を採択することとされており、その判断と責任において、教育委員会定例会をもって採択を行うこととなっている。本検討委員会の目的は、その教育委員会定例会に上程する議案を議決するものである。

なお、岐阜市を除く岐阜地区の市町教育委員会では、同様に採択権者は市町教育委員会だが、採択にあたっては採択地区を設置し、地区内の市町教育委員会が採択

地区協議会における協議の結果をもとに、種目ごとに1種類の教科書を採択することになっている。また、採択は、使用年度の前年度の8月31日までに行われなければならないこととなっている。

資料7ページ。義務教育諸学校用教科書については、原則として4年間、同一の教科書を採択することとされている。使用年度を「5年目」としたときに、1～2年目には各教科書発行者が著作・編修を行い、3年目に文部科学大臣の検定を受けることとなっている。4年目、いわゆる中学校の教科書で言えば、本年度の前半である8月31日までに、採択を行い、後半に需要数報告に基づき、製造と供給がなされる。そこまでの動きがあつて初めて来年度、使用開始となる。

#### 【教育長】

委員会規則第5条第2項で、「委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」と定められている。

委員13名中、本日は13名が出席、本会議は成立する。

これより議事に入る。

第1号議案について、庶務から説明願う。

#### 【事務局】

「岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択検討委員会運営方針（案）」についてのように、本会の目的は岐阜市立小中学校の教科用図書採択に関する検討を行い、採択権を有する岐阜市教育委員会に採択候補教科用図書の調査結果を議案として上程すること。

資料37ページ。本年3月に出された文部科学省からの通知。資料37ページに「教科書の調査研究の充実等について」とあるが、その次の38ページの（ウ）「調査研究の充実」のところを読む。（ウ）教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、教科等ごとに適切な数、配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、より幅広い視野からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実にも努めること。とある。この部分が、本検討委員会の役割。

資料8ページ。その目的を達するために、2の「調査研究員」を決定する。3の「検討事項」としては、「採択に係る日程」等、本日及び次回の議案となる事項について検討する。4の会議のあり方については、検討委員会規則第5条にある通りである。5の「開催日程」は、本日を含め2回を予定している。第2回で議決が調わない場合は、第3回を予備日として予定している。

以上、会の運営方針や役割について説明させていただいた。

第1号議案について質問はないか。(質問無し)

採決する。第1号議案の「岐阜市立義務教育学校教科用図書採択検討委員会運営方針」(案)について承認いただけるか。いただける方は挙手願う。

(全委員挙手により承認)

【教育長】

続いて、第2号議案について、庶務から説明願う。

【事務局】

資料9ページ「令和6年度岐阜市教科用図書採択に係る日程(案)」。採択に関わっては、左端に記載されているとおり、県は、県の「教科用図書選定審議会」及び「県専門調査委員会」を設置し、調査研究を進めている。ただし、県の調査は、各教科書の特徴を明らかにするためのものであり、教科書の優劣をつけるものではない。岐阜市としては、最終的に採択する教科書を選定しなければならないので、本日の検討委員会で「調査研究員の決定」及び「調査研究の方向性」を検討する。その後、6月6日(木)、17日(月)、26日(水)の3回の調査研究員会を行う。

その結果を7月8日(月)の第2回本検討委員会で報告。岐阜市の小学校「各教科」の調査研究内容を検討し、教育委員会へ上程する調査結果を議決する。なお、予備日として7月10日(水)の午後をあてている。

その議決を7月24日(水)の教育委員会定例会に報告、最終的な採択を行う。採択結果については、8月末までは非公開とし、9月1日に岐阜市のホームページで公開する。

【教育長】

以上、日程(案)にかかわる第2号議案を協議願う。

第2号議案について質問を受ける。質問はないか。

【委員】

8月31日まで秘密会議で、9月1日情報公開といった説明があったが、検討委員名簿は公開の予定か。

【事務局】

9月1日には、採択検討委員及び調査研究員を岐阜市公式ホームページ上で公開の予定である。

【教育長】

第2号議案について質問はないか。(質問無し)

採決をする。第2号議案の「令和5年度岐阜市教科用図書採択に係る日程(案)」について承認いただけるか。いただける方は挙手願う。

(全委員挙手により承認)

続いて、第3号議案について、庶務から説明願う。

**【事務局】**

資料10ページ。今回の中学校「各教科」の教科書採択に関わり、一覧のように教科書の見本本が届いている。この中から、岐阜市の生徒約1万人にとって最適な教科書をそれぞれの教科について1者採択することになる。

小学校については、次ページ(11ページ)に、「各教科」、現行の採択教科書一覧もつけさせていただいている。

資料12ページ。教科書採択に向けて、「教科書の発行に関する臨時措置法」により「教科書の法定展示会」において、教科書見本を展示することと定められている。本年度の法定展示期間は、6月14日(金)～28日(金)の14日間と定められており、その期間は教科書展示会を資料の3か所で開催する。ただ、法定展示期間以外にも、岐阜市教育研究所においては、常時展示し、いつでも見ていただけるようにしている。

また、法定展示期間においては、教科書展示会場に「意見書」を置き、閲覧した方からの意見を聞き、調査研究員会で参考とする。

**【教育長】**

以上、教科書展示会に関わる第3号議案について協議願う。

第3号議案について質問を受ける。質問はないか。

**【委員】**

昨年度、小学校の教科書展示会には何名くらいの方が来場されたのか。どのくらいの方が関心をもっているかが知りたい。

**【事務局】**

来場者は80名程度であった。

**【委員】**

意見書の提出数が80か。

**【事務局】**

来場者数が80名である。

**【委員】**

現在は、教科書採択において、実際に使用する子どもたちの意見も反映すべきではないかといった意見もあるがどうか。例えば、より幅広く現場の教員から意見を募るといったことは議論としてなかったか。

**【事務局】**

教科書展示会の広報は、各学校においても期間及び場所について周知している。

また、岐阜市公式ホームページ、岐阜市教育研究所ホームページ、岐阜市公式SNS等でも周知を図っている。校長会、教頭会では、直接、管理職の先生に、閲覧及び意見書への記入について依頼している。よって、教科書展示会への参加者を増やし、意見書の記入内容を調査研究に反映させることで、実際に使用する子どもや先生方の意見を反映させている。

**【委員】**

各文書の記載に「小中学校」とあるが、今後のことを考えて「義務教育学校」という記述も加筆しておいた方が良い。

**【事務局】**

加筆修正する。

**【教育長】**

それでは、採決をする。第3号議案の「見本本」及び「教科書展示会」について承認いただけるか。いただける方は挙手願う。

(全委員挙手により承認)

続いて、第4号議案について、庶務から説明願う。

**【事務局】**

資料14ページ。調査研究員の選出基準(案)を資料のように作成している。

市内の中学校の教職員の中から、それぞれの教科について必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる研究員を選出している。

ただし、主任研究員には校長、副主任研究員には教頭と規定があり、中学校の校長の中で、英語と音楽の専門がないことから、2つの種目については、小学校の校長を選出している。

また、検討委員の皆様と同様に教科書採択の直接の利害関係を有する者は排除するようにしている。

調査研究員の人数については、教科による発行者数と学年により、調査研究する教科用図書数が異なるため、社会科の地理・歴史・公民で最大の11名を、音楽や美術などの教科で最小の4名としている。

資料15ページから人数及び調査研究員を(案)として提案している。人選については、各学校からの推薦、他校からの推薦、及び教育委員会事務局による推薦で作成した。男女比は、男性43名。女性16名となっている。年齢は、20代3名、30代21名、40代9名、50代25名の各年代の教職員から選出し、多様な意見を出せるようにしている。

なお、各教科に校長を「主任研究員」として、教頭を「副主任研究員」として位置付け、調査研究のまとめをお願いし、7月8日(水)の第2回採択検討委員会に

において、調査研究の結果を報告予定である。

【教育長】

以上、調査研究員にかかわる第4号議案を協議願う。

第4号議案について質問を受ける。質問はないか。

【委員】

中学校の教科書採択において、英語を専門とする校長が中学校にいないということとでよいのか。現状として仕方ないことだと理解するが驚いた。

【委員】

確かに、本年度は、英語科も音楽科も専門とする校長はいない。来年度には、英語科も音楽科も配置されると期待している。ただ、委員として選出されている英語科の校長は、中学校経験も十分あり適任である。

【教育長】

岐阜県においては、小中関係なく配置されるわけなので、現在、小学校の校長でも、中学校での指導経験を有している。よって、十分な見識を持ち得ている。あえて、小学校の校長が中学校の採択に参加し、小中をつないでいくきっかけとなるといったことも考えられる。

【委員】

時代が変わり、小学校の英語が教科化となり、中学校へつないでいくということを思うと、調査研究員の中に小学校の英語科の教員がいても良いと思う。そういう時代となったと感じた。妨げるきまりはあるのか。

【事務局】

委員の選出基準には、小学校採択時は小学校の教員、中学校採択時は中学校の教員とあるが、本委員会で承認いただければ研究員として認められる。

【委員】

今後、委員の選出基準の見直しの必要があると思われる。検討いただきたい。

【事務局】

根拠法令等を確認したうえで、今後、見直しを検討していく。

【教育長】

岐阜市は単独採択地区として採択してきたことも影響している。人材確保のために小学校の教員を充てるのは、働き方改革という点では難しいことも考えられる。現実として3回の調査研究委員会を開催し、本会場まで来て調査研究を行う。非常に多くの時間を費やして調査やまとめの作成に取り組むことになる。大変な苦勞を掛けて、充実した調査研究となっていることも承知しておきたい。

【教育長】

それでは、採決をする。

第4号議案の「調査研究員(案)について」承認いただけるか。いただける方は挙手願う。

(全委員挙手により承認)

続いて、第5号議案について、庶務から説明願う。

**【事務局】**

資料9ページ。日程の説明で触れたように、県は岐阜市の調査に先立って調査研究を進めている。本日5月30日以降には、「調査研究資料」いわゆる調査研究の視点と「調査研究結果資料」いわゆる視点に沿って調査を行った資料が送付されてくる。それらの県の資料の取り扱いについては、県の資料に左右されないようにすることを大前提としながら、調査研究員に配付し、参考としながら調査研究を進めることを考えている。すでに「調査研究資料」は県教育委員会から提供があり、参考として24ページに載せてある。

資料18ページ。岐阜市の「全教科の調査研究の視点(案)」をまとめている。これは、県の「調査研究資料」をもとに、大きく①学習指導要領を踏まえた調査項目 ②第4期岐阜市教育振興基本計画を踏まえた調査項目 ③岐阜市に生まれ育つ子どもに適した教科書であるかという調査項目 ④印刷・製本等に係る調査項目でそれぞれ着眼点を設定したもの。岐阜市が単独採択地区であるため②及び③の調査項目に岐阜市の独自性を出している。

さらに、その全教科共通の調査の視点をもとにして、資料19ページのような様式を用いて「各教科版」を作成した上で調査研究を行い、資料20、21ページにあるような意見書を教科書1者ごとに作成し、最終的には資料22、23ページにあるような一覧にまとめ、次回第2回検討委員会に提案する。

**【教育長】**

以上、「岐阜市の調査研究資料」にかかわる第5号議案を協議願う。

第5号議案について質問を受ける。質問はないか。

**【委員】**

教科書展示会での意見書の内容は、どのように調査研究資料に反映させるのか。

**【事務局】**

意見書そのものを、各部会の調査研究員に提供する。調査研究の項目や視点に関わる意見があれば資料にも反映させていく。どの視点に、どのように反映させるかは、記述の内容による。

また、第2回の採択検討委員会の場で、意見書の内容を紹介しながら、調査研究の結果を示すといった形となる。

【教育長】

市民の意見は、採択検討委員も知ることができるということか。

【事務局】

そのように進める。

【委員】

調査研究委員会の3回目以降に集まった意見書は、どのように調査研究員に提供するのか。

【事務局】

教科書展示会が終了した時点で、各主任研究員の方に提供する。

【委員】

教科書採択事務は、非常に手間のかかる業務だが、効率化を図るようなことに取り組んでいるのか。県教育委員会も調査し、市の教育委員会も調査研究する。県教育委員会の調査結果を大いに参考とし、岐阜市教育委員会として焦点化した部分に力点を置いて研究を進めるといった方法等、議論は無いのか。

【事務所】

県教育委員会選定審議会の調査資料は、研究員にはそのまま提供する。二次元コードの数など改めて調査する必要のないものは参考にして作成する調査研究資料に記載する。また、県選定審議会の資料を反映させることができるような書式に調査研究資料はしてある。その分、調査の効率化は図られていると考えている。

【委員】

県教育委員会の調査結果や発行者の趣意書等を十分に反映させてほしい。

【教育長】

県教育委員会の選定審議会の資料は、各教科書の特徴は示してあるが、どの発行者が良いかといったことは示していない。市の調査研究委員会は、どれか1者に決めなければならない。よって参考にできる部分とそうでない部分がある。参考にするにも限界はある。岐阜市の単独採択といったことから、独自性を生かした部分は示す必要がある。それによって、岐阜市だけ他の採択地区協議会と異なる教科書を採択することもある。

【教育長】

それでは、採決する。

第5号議案の「県の調査研究資料」及び「岐阜市の調査研究の進め方」については、提案を承認いただけるか。いただける方は挙手願う。

(全員挙手により承認)

続いて、第6号議案について、庶務から説明願う。

【事務局】

資料の25ページ。来年度小学校で使用する各教科の教科書は、4年間使用することとされていることから、本年度は採択替えを行わない。

文部科学省からの通知をもとに、岐阜市としては、昨年度の調査研究の結果や、各教科の教科等指導員からの意見を参考に適切に採択を行い、新たに調査研究員による調査研究を行わないこととしたいと考えている。

【教育長】

以上、小学校教科用図書の調査研究にかかわる第6号議案をご協議願う。

第6号議案について質問を受ける。質問はないか。(質問無し)

それでは、採決をする。

第6号議案の「小学校教科用図書の調査研究」については、庶務の提案を承認いただけるか。いただける方は挙手願う。

全委員挙手により承認。

以上で本日の議題は、すべて終了した。